

第七十五回国会 参議院交通安全対策特別委員会会議録第八号

昭和五十年六月二十日(金曜日)

午後一時十三分開会

委員の異動

六月二十日

辞任

中村 登美君

補欠選任

望月 邦夫君

出席者は左のとおり。

委員長 吉田忠三郎君

理事

黒住 忠行君 中村 太郎君 目黒今朝次郎君 阿部 憲一君 栗林 卓司君 小川 半次君 岡本 悟君 小柳 勇君 前川 且君 太田 淳夫君 河田 賢治君 安武 洋子君

委員

國務大臣 (國務大臣 國家公安委員長 委員長) 福田 一君

政府委員

内閣法制局第二部長 味村 治君 内閣総理大臣官房交通安全対策室長 竹岡 勝美君 警察庁長官 浅沼清太郎君 警察庁交通局長 勝田 俊男君 運輸省自動車局整備部長 田村 健次君

事務局側

常任委員会専門員

池部 幸雄君

説明員

警察庁交通局参事官 鈴木金太郎君 警察庁交通局交通企画課長 池田 速雄君 行政管理庁行政管理局管理官 山本 貞雄君 建設省道路局企画課長 浅井新一郎君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○自動車安全運転センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉田忠三郎君) ただいまから交通安全対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、中村登美君が委員を辞任され、その補欠といたしまして望月邦夫君が選任されました。

○委員長(吉田忠三郎君) この際、委員の異動により理事に欠員が生じておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(吉田忠三郎君) 御異議ないものと認めます。

それでは、理事に中村太郎君を指名いたします。

○委員長(吉田忠三郎君) 自動車安全運転センター法案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○太田淳夫君 それでは、先日に引き続きまして質疑を進めさせていただきますが、この法案につきましてはいろいろな目的、趣旨等につきまして同僚の議員からすでに質問をさしていただきましたので、私はこの業務の中の第四号に関連してちょっとお聞きしたいことがございますので、この一問に限りまして質問させていただきますか、よろしいですか。

業務の第四号でございますが、「運転免許を受けた者で自動車の運転に高度の技能及び知識を必要とする業務に従事するもの」と、こうございますけれども、高度の技能及び知識を必要とする業務とはどういう業務でございますでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○政府委員(勝田俊男君) たとえば警察の白バイとかパトカーとかいった緊急自動車でございますとか、あるいは消防の車でございまして、あるいは電気事業、ガス事業、保存血液の運搬、こういったものは緊急自動車として応急運搬の業務を帯びているわけでございます。あるいは高速道路に常時運転をするような人、まあ高速道路における運転というのはいかなる速度でスリップの危険とかそういう危険が多いわけでございます。こういった業務をやる方につきましては一般に運転免許を取っておれば運転はできるわけでございますが、それだけでは必ずしも十分ではない面も見受けられるわけでございます。したがって、こういった業務に従事される方々につきましては、それぞれ所属のところで訓練をやっている。パトカーとか白バイにつきましては警察自身でいろいろ訓練もいままでもやってきたわけでございますが、こういった事情は世間一般にも多いわけでございます。

方につきましては、緊急退避の特別の技術であるとか、あるいは雨で道路がスリップするようなときにスリップにどのように対応するかとか、そういったいろいろな条件のコースをつくりまして、そういったコースで十分訓練を積んで安全に業務の運転ができるというようにしたいということでございます。

○太田淳夫君 ただいま御説明の中にありました緊急自動車とございましたが、それはどういうふうなものでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○政府委員(勝田俊男君) 人命の救助とかそういった特別の業務にあずかる車でありまして、こういった車につきましては、道路交通法上いろいろなルールが一般的には決められておりますが、こういった業務を遂行する都合上、必ずしもそのルールどおりにいけない場合がある。たとえば信号の状況に従っても止まらずに注意しながら通っていく、早く現場へ到着しなければいけませんというような場合もあるわけでございます。そういった車を緊急自動車というふうに指定しているわけでございます。

○太田淳夫君 ただいま指定のこのちょっとお話を聞きしましたけれども、緊急自動車の指定について、一般の民間からも指定の申請というものがあられるのでしょうか。

○説明員(池田速雄君) 緊急自動車につきましては、警察用の自動車でございますとか、消防用あるいは救急自動車等がございますけれども、そのほかにも血液の運搬車といったような性格のものもございまして、使用するものがだれかということではございませんで、その車自身の用途によりまして公安委員会が指定することになっております。

○太田淳夫君 道路交通法施行令の第十四条には要件というものも出ておりますね。これを見ます

と、緊急自動車のランプというものが規定されておりすけれども、これは「赤色」とありすけれども、赤色一種類だけです。

○説明員(池田速雄君) 緊急自動車につきましては赤色の灯火でございます。

なお、道路維持作業用の自動車という性格の車がございますが、この車につきましては黄色の灯火を使用している実情でございます。

○太田淳夫君 道路維持作業用の自動車は黄色の灯火をつけることですね。道路維持作業用の自動車というのは「道路の維持、修繕等のための作業に従事するとき」とありますが、それに違ひございませぬ。

○説明員(池田速雄君) 仰せのとおりでございます。

○太田淳夫君 そうしますと、高速道路上でよく見かけますけれども、故障車あるいは事故車というのをいろいろと処理しております。レッカー車がございすけれども、このレッカー車というのは道路維持作業用自動車か、それとも緊急自動車に入るのか、その点どうでしょうか。

○説明員(池田速雄君) 現在高速道路で使用されております車につきましては、道路公団の方でお待ちもの、それから道路公団からの委託を受けましてもつぱらそういった仕事に従事される日本自動車連盟の車があるやに聞いておりますけれども、そういった車につきましては、その車の性格によりまして、一部は緊急自動車に指定されているものがございます。一部は道路維持作業用の自動車ということで処理されているものがあるというふう聞いております。

○太田淳夫君 私がいまお尋ねしました故障車を処理に行きますレッカー車の場合はどうでしょうか。これは府県単位によって違うのでしょうか。許可をされているものもあり、許可をされていないものもあるわけですか。

○説明員(池田速雄君) 指定はそれぞれの公安委員が行うわけでございますけれども、全国的な統一は警察庁におきまして調整はいたしております。

す。

○太田淳夫君 最近、静岡県で、新聞の報道によりまして、事故車の処理に当たっている民間レッカー車の黄色いランプの問題につきまして、運輸省から、それは法律違反だからはずせと、こういうような事件があったようございすけれども、その点は御承知でございますか。

○説明員(池田速雄君) お尋ねの件は、直接には私どもの方は存じませぬけれども、ただ、レッカー車を監督と申すか委託と申すかされておられます。道路公団の方から静岡県警の方へ対しまして、こういった車は緊急自動車になるようなことはできないのかと、そういったような質疑があったというふう聞いております。

○太田淳夫君 私どもいま問題になっておりました高速道路交通安全協会に確かめましたところ、これは静岡県であったことですが、静岡県陸運事務所浜松支所から静岡県内の業者に対して、これらの回転灯は道路交通法施行令で決められた緊急自動車でないから回転灯をつけてはいけぬと、こういう取りはずし指導をしたと、こういうことでございます。いま道路公団ともそういうことでお話をして、十八社でつくっている高速道路交通安全協会でもこれが非常に問題になっているわけでございます。御承知のとおり、高速道路というものは非常に交通量は多くなっておりまして、そういう高速で走る道路上で作業いたしますので、回転灯がなければ特に夜間などは非常に作業ができませんと、こういうことでございます。いままで六年間も黙認されてきたものがいまさらはずせと言われても、こういうような声が多いわけでございます。特にこれら問題になりましては、高速道路上で故障車の処置をしているときに後続車が突っ込んで事故があったところ、その追突をしたトラックの方から、いわゆる加害者の方から作業をやっている管理責任者に対して損害訴訟が起こったというところで、業界としてもこういうことでは非常に困るというところで問題が起こっているわけでは

ない。いろいろな言い分があると思ひます。運輸省の方々のお話ですと、そういう黄色いランプをつけておけば、点滅させておけばいいことではないけれども、事実上は故障車というのは故障が起されば道路のわきに寄ります。御承知のように、道路のわきに寄りますと、この車線というのは主にトラックが非常に多く走りますので、トラックが夜間などで非常に疲労の多い状態になって、点滅があってもすぐにその故障車があるかと判断できかねる場合が多いというわけですね。特に点滅をさせていますと、道路維持の作業車とこれは間違えてしまつて、事実停止していても何か走っているような感じでもって、あわてて気がついてブレーキを踏むとこれは突っ込んでしまつて、そういうことが往々にしてあります。いま、法律によりまして、そういう点滅灯を前と後ろにつけるということでありまして、そういう点滅灯をつけるに至る前に突っ込まれている場合も非常に多いわけですから、そういう点でこの団体としまして、道路作業、これは「緊急自動車」の項目にありませんけれども、第六号「電気事業、ガス事業その他の公益事業において、危険防止のための応急作業に使用する車」の「その他の公益事業」というものにこれが該当できないだろうかというところでいま私どもの方にお話があったわけでございますが、その点いかがお考えになっておみえになりますでしょうか。

○説明員(池田速雄君) ただいま御指摘のとおり、高速道路上で作業いたしますような場合には、何らかの形ではつきりわかるような警戒灯なりあるいは警戒標識なりというものを出すということが事故防止上もぜひ必要であると私どもの方でも考えております。

ただ、その灯火なり標識の出し方につきましてどうすれば一番いいのかということはまだその次の問題であるかと存じますが、ただいま御指摘のように、緊急自動車ということでございますと、緊急自動車はむしろ停止しているということよりも、普通の車よりもより速く走る、あるいは

通行区分を変えて走るというようなことのために指定されているというのが実情でございます。また、道路維持作業用につきましては、普通の自動車とは異なった非常に低速で作業するというようなことを中心にして考えられておりますので、そういった取り扱いにつきましてはどういう点を取り扱いをするのが一番妥当であるかという点につきましては、関係の省庁とも連絡いたしまして措置をさせていただきたい、こういうふうにご考慮しております。

○太田淳夫君 この問題はやはり作業員の生命に關するような問題でございますので、速やかにその措置をされますようにこちらとしても要望しておきたいと思ひます。また、問題は、業界の方のいろいろなお話を聞きますと、問題としましては、先ほどお話しが出ていますように、各府県の公安委員会がそれぞれこれを指定を決めている。その各府県によってばらつきがあるところが一つの問題じゃないかと、こういうふうにいふ言われております。その点、最後にお聞きいたしますけれども、いま各府県の連絡をとつてよい措置をしていくと、こういう方向でございすけれども、最後に公安委員長としての大臣からその問題についてちょっとお聞きしたいと思ひます、今後の措置を。

○國務大臣(福田一君) ただいまの点につきましては、これはもちろん全国的に統一することでありませぬというところ、ばらばらになつては行政として非常にまずいと思ひますから、そのようにいたすように措置をさせます。

○太田淳夫君 じゃ、その点速やかに措置をお願いして、質問を終わります。

○委員長(吉田忠三郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(吉田忠三郎君) 速記を始めます。
○河田賢治君 今度提案された法案で、まず第一に、重要な問題はちょっと後回しにして、自動車安全運転センター法案ということになっておりますが、このごろよく官庁で法案やいろいろなもの

にセンターという言葉が使われるわけですね。どういうおつもりでこれをお使いになったのですか。私はまあ余り外国語は知りませんが、尋常小学校しか行っておりませんから。このセンターというのは日本語でかたかなで書いてあります。これは一体こういう言葉を使うのが大体において日本語として正しいかどうか。官庁あたりでも大分こういう言葉が使われておりますが、この問題についてひとつ大臣から願います。

○政府委員(勝田俊男君) いままで官公庁等にも関連する団体では、国民生活センターとか、日本科学技術情報センターとか、オリンピック記念青少年総合センターとか、こういったセンターという名称を使っている団体があるわけでございます。われわれもこの法人を考えました際にいろいろと名称を考えたいわけですが、法人の事業の性格から見まして自動車安全運転につきましてセンター的な機能を果たし得るものであるというふうな考えましてこういった名称をつけたわけでございます。

○河田賢治君 センターの役割りを果たすというところでセンターという言葉が使われるわけですね。一体、センターということとは、本来の日本語じゃないんですね。こういうものをどうして使わなきゃならぬか。日本語にはそういう適した言葉がないのか、新しい言葉をつくることにちゅうちよされてるのか、その辺を私はお伺いしたい。国語の問題になりますと文部省の所管になると思えますけれども、これは永井文部大臣にでも来ていただいて説明していただかなければならぬと思えますが、しかし、当局としてこういうセンターというような言葉を一般的に娯楽や何かで外国語を交えるのは、これは構いませんよ。しかし、日本の政府が使う言葉にむみやたらにこのごろセンターという言葉が使われるわけですよ。この点についてどういうふうな一体お考えなのか。センターということが本当に中心ということならば、どうも自動車安全の中心にはこれはならぬと思っております。

○政府委員(勝田俊男君) センターという言葉は本来の日本語じゃないというお話でございますが、大変熟しております、そういう面から先ほど申し上げたような形で使われてきているものと思えますし、私どももそういう従来の各法人の名称等も参考にし、今回の自動車安全運転センターの業務の内容というものも比べ検討しまして適当であるというふうな考えたいわけでございます。

○河田賢治君 あなたの方は適当と思われたかも知れませんが、それは確かにこういう外国語がだんだん日常的に使われておりますよ。婦人なんかのファッションなんかになると、全部も外国語ですわな。しかし、そういうふうな言葉のいろいろな言葉もあり、漢字を交えて使っておりますけれども、やはり日本の少なくとも政府機関がむみやたらにこんなものを使い出して、この言葉がわかからぬようなことになっては、これは日本の民族としてもおかしなものですし、また行政上からいってもこれは私には正しくないと思っております。日本の言葉がなければならぬと思っております。この点を私に述べておきます。

○河田賢治君 あなたの方は適当と思われたかも知れませんが、それは確かにこういう外国語がだんだん日常的に使われておりますよ。婦人なんかのファッションなんかになると、全部も外国語ですわな。しかし、そういうふうな言葉のいろいろな言葉もあり、漢字を交えて使っておりますけれども、やはり日本の少なくとも政府機関がむみやたらにこんなものを使い出して、この言葉がわかからぬようなことになっては、これは日本の民族としてもおかしなものですし、また行政上からいってもこれは私には正しくないと思っております。日本の言葉がなければならぬと思っております。この点を私に述べておきます。

○河田賢治君 同じですか。そこで、同じだとすると、行管がこれはもうだめだ。それから政府は政治的には決定しているわけですね、ことしはもう全部つくるのをやめようということ。行管が認めてこれはいかぬというものを今度出された、まあこれは行管の審査せぬでもいいというふうな法人に交えられているわけですね、内容が同じであってそれはそういうことになるのはちよつとおかしいですね。これはもう行政管理局設置法の組織原則もあるわけですから、第何条でしたか、第二条第四号の二です、審査対象になるわけだ。審査対象になるものを、最初はそれに出しておいて、行管が断わったと。今度は同じものを行管は通さぬでいいということ、出されたのでは、私はちよつと腑に落ちぬですね。

○河田賢治君 同じですか。そこで、同じだとすると、行管がこれはもうだめだ。それから政府は政治的には決定しているわけですね、ことしはもう全部つくるのをやめようということ。行管が認めてこれはいかぬというものを今度出された、まあこれは行管の審査せぬでもいいというふうな法人に交えられているわけですね、内容が同じであってそれはそういうことになるのはちよつとおかしいですね。これはもう行政管理局設置法の組織原則もあるわけですから、第何条でしたか、第二条第四号の二です、審査対象になるわけだ。審査対象になるものを、最初はそれに出しておいて、行管が断わったと。今度は同じものを行管は通さぬでいいということ、出されたのでは、私はちよつと腑に落ちぬですね。

○河田賢治君 同じですか。そこで、同じだとすると、行管がこれはもうだめだ。それから政府は政治的には決定しているわけですね、ことしはもう全部つくるのをやめようということ。行管が認めてこれはいかぬというものを今度出された、まあこれは行管の審査せぬでもいいというふうな法人に交えられているわけですね、内容が同じであってそれはそういうことになるのはちよつとおかしいですね。これはもう行政管理局設置法の組織原則もあるわけですから、第何条でしたか、第二条第四号の二です、審査対象になるわけだ。審査対象になるものを、最初はそれに出しておいて、行管が断わったと。今度は同じものを行管は通さぬでいいということ、出されたのでは、私はちよつと腑に落ちぬですね。

○委員(吉田忠三郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員(吉田忠三郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員(吉田忠三郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

いったことで、われわれといたしましては、検討しました結果、この業務の性格から見ると、認可法人という形のものが適当ではなからうかというふうに考えた次第でございます。

○河田賢治君 それは、発起人を民間人にするという点で内容的に変えられて、それで行管の審査対象にならぬということになるのは私も知っていますよ。しかし、あなたは、さつき、大体内容は同じだと言ったでしょう。そしたらおかしんですよ、そこは。間違っていたら訂正しなさいよ。

○政府委員(勝田俊男君) いまこの法案に出ておるこういう業務をやりたいという業務の内容が同じであるという意味で申し上げましたので、全く同じという点ではございませんので、訂正いたしません。

○河田賢治君 大分話がやりくりになりましたね、出て来られた方や来ない方があって、それでは質問しますけれども、大体この法案の内容から見まして、現在の交通事情、また交通事情の状況、これを少しでも防止するという立場に立って、法案も交通行政のうちの一部を改善するということになるわけなんです、現在の国の業務を代行する法人として、行管設置法の第二条第四号の二に規定される「特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人」として申請されたものかどうかですね。これはその最初のときで、後からはこれは出されなかったわけですか。

○政府委員(勝田俊男君) 業務の内容、こういう業務をやるのはどういう形のものが適当であろうかという点でいろいろ検討をいたしました結果、現在御審議をいただいているような形のものが最も適当であろうという点で提案いたしました次第でございます。

○河田賢治君 この法案は、内閣はいつ出されていつ通っているんですか。

○政府委員(勝田俊男君) いま調べてすぐ御報告いたします。

○河田賢治君 時間がかかりますか。

○政府委員(勝田俊男君) すぐに調べまして御返事いたします。

○河田賢治君 どうも話にならぬな、こんな調子じゃ。

○河田賢治君 それでは、先へ進んで法案の具体的な内容に若干入りますが、法制局にお伺いをします。第五条の政府全額出資ということですね。資本の面から見ますと、これは政府の支配を受けるという意味においては政府の完全所有法人と、これは法律用語だと思っておりますけれども、そういうことをイメージすることが出来ますか。

○政府委員(味村治君) このセンターに必要な資金、いわば基本金としての資金につきましては、政府が全額出資するということになっておりますので、まあ言ってみますれば、このセンターの基本的な財産と申しますか、資産と申しますか、そういうものは政府が全額出資をしているということになっております。

○河田賢治君 十四条の設立の登記は遅滞なくという点で、また十五条の定款の決定は主務大臣の認可の基準の枠内においてという点で、設立の時期、定款の内容決定については政府が統制権を持ち、およそ民間人の関係者の自主的な決定にすると解せないと思うが、どうでしょうか。つまり、大体もう政府がこういう問題についてはすべて決定権を持っていると見てよろしいかどうか。

○政府委員(味村治君) センターを設立いたしますには、このセンター法の九条によりまして発起人七人以上が集まりましてそこで定款を定めまして、そして十条によりまして設立の認可を申請して、認可がありまして、さらに政府が出資金を払い込みますという点で、十四条の規定によりまして設立の登記をする、そして設立されるということになるわけでございます。その間におきまして発起人が定款を作成するにつきましては、発起人みずからの発意でもって定款を作成するわけでございます。定款を作成いたしました上、あるいは事業計画書を作成いたしました上で、国家公安委員会の認可を申請いたしました際に、国家公安委員会が認可をする際にこのセンターの定款なり事業計画書なりがこの法律に合致しているかどうかというところを審査するにとどまるわけでございます。

○河田賢治君 とにかく決定権は政府が大きなあれを持っているということ、それから警察庁に伺いますが、十八条の役員任命、二十五条の評議員の任命については、その人事権は政府にあると理解していいですか。

○政府委員(勝田俊男君) 理事長及び監事は国家公安委員会が任命するという点でございます。ただ、当初は発起人に限りますが、設立のときも規定にございますが、発起人が理事長となるべき者または監事となるべき者が指名するということになります。

○河田賢治君 まあいわけ最高級のセンターの責任者の人事権は政府にあると、こう理解していいわけですか。

○河田賢治君 それから三十三条の予算の認可であるが、事業計画、資金計画もすべて政府の認可を必要とする点において、予算権と申しますか、または予算等を統制する権限、こういうものはやはり政府が掌握していると考えてよろしいかどうか。

○政府委員(勝田俊男君) 仰せのとおり、この業務の運営につきましては公共的な性格が強いものである。それが適正健全に運営されるために、予算その他につきましても政府が認可するという制度をとっているわけでございます。

○河田賢治君 なお、先ほど御質問のありました件、閣議決定は二月の十四日でございます。

○河田賢治君 法制局に伺いますが、四十条と四十一條の規定で政府に全面的な監督指揮権があると理解していいかどうか。

○政府委員(味村治君) 四十条によりまして、「センターは、国家公安委員会が監督する」ということになっております。二項で「その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る」ということになっておりますので、国家公安委員会

の監督は、何といいますが、センターの業務につきましてかなり広範に及んでいるということが言えると思えます。

○河田賢治君 行管の方が来られたそうですから、またちょっと後へ戻りましてお聞きします。行管の方へ、昨年、他の省からでもありますが、昨年の八月前ですか、特殊法人の新設の要求が九つあった。その内容は私どもの方で若干控えておりますが、この新設はゼロに査定しているわけですね。このゼロに査定したという理由を、あるいはこれに対してどういう基準でこれをゼロにしたか、この点をひとつお聞かせ願いたいと思っております。

○説明員(山本貞雄君) 先生御指摘のとおり、昨年におきまして約九つの特殊法人の新設要求があったわけでございますが、政府といたしましては「昭和五十年年度予算編成方針」におきまして「特殊法人の新設は、厳にこれを抑制する」という方針を閣議決定したわけでございます。この方針に従いまして審査いたしました結果、新設は一切認めないこととしたわけでございます。

○河田賢治君 その時期はいつごろでしょうか。まあ日にはさきつちりとでなくともいい、十二月とか、一月とか……。

○説明員(山本貞雄君) 閣議決定の日付でございます。よろしく、予算編成方針の。○河田賢治君 予算のときは十二月二十八日になっております。

○説明員(山本貞雄君) 日付とおっしゃいますと……。

○河田賢治君 こういう決定を行管でなされた、ここに資料を持っているんですが、新設ゼロと査定ですね。

○説明員(山本貞雄君) 最終的には予算の編成方針を閣議決定した時期でございます。

○河田賢治君 そうしますと、大臣は先ほど閣議決定に参加して自分もそういうことはよく知っていると。それで行管の方も五十年年度の予算編成の閣議決定によってこれを厳に新設は認めないと、

こういうことになっていくんですね。そういうことが決まったあとになって二月の十四日ごろこの法人のあれが出されたというのですが、そうするとこの間に何とかしてひとつ法人をつくらなきゃならぬと。最初は、つまり行管が審査する対象になる法人として申請されたわけですね。そうじゃないんですか。

○政府委員(勝田俊男君) 申請したということではございませんで、こういう業務のものをつくるのについてどういう性格のものがいいであろうかというふうなことを非公式にいろいろと打診をしたということでございます。

○河田賢治君 それはおかしいですね。非公式に言っているものなら、こんなものに麗々しく外局、局、部、これを新設させる、新設させない、特殊法人の新設、まあほかからも要求がありまして、九つありましてこれは新設できないと、こういうことがちゃんと一応いわゆる役所の権限として考えられてやられているわけでしょう。そんなあなた冗談半分に、ちょっとつくりか、いや、まあ待つてくれとか、それはよからうとか、そんなおかしな方法で審査されるのじゃないかと思っておりますが。行管庁どうです、こういう問題については。

○國務大臣(福田一君) 最初に出しておいたのは特殊法人という形では出しておるのでありますが、今更きまされたのは認可法人というのでありまして、法律的な性格が違っておるわけでございます。したがって、特殊法人については一切認めないというところでございまして、それはもうそれを認めておいたわけで、そのとき私も閣議に入っておりますから当然であります。認可法人でひとつやろうというところでございましてというのが実情でございます。

○河田賢治君 その話を聞くと、ますますおかしくなるんですよ。行管の方では、特殊法人として、まあ一応どういふ申し入れがあったか知らぬが、これは新設九つというものがいろいろ各省から出されているわけですからね。あなたの方は、

特殊法人として行管にひとつやらしてくれと出してないというんなら、ここに載るはずがないんですよ。

○國務大臣(福田一君) 説明が足りなかったかも知れませんが、特殊法人の場合は設立委員は政府が任命するのであります。片一方は民間の発起人がその設立の決定をするというので、取り扱っている内容は大体似ております。本来の設立の態様は全然違っておる。これは大変な違いでございます。だから、そういう意味でございまして、いまわれわれが申し上げておりましたのは、特殊法人としてはこれは認められないということになったことは、いま御説明があったとおりでございまして。われわれとしてはやはり何らかのものをつくった方がよい、こういう考え方でございまして、いろいろ折衝をした結果、これは認可法人ならばやむを得ないだろう、こういうことで決まったというわけでございます。

○河田賢治君 どうもその辺が私にはのみ込めないんですよ。あなたの方で特殊法人というものを一応出した。まあそういう話をしたのかいというので、行管の方ではこれを受け取っているわけでしょう。もしもあなたの方が最初からそんなものをつくるんじゃないんだと、私はよく知っておるんだと、設立委員をつくってそれでやれば行管の審査はなくて済むんだというところをお知りになつていられるなら、何もここへ出す必要はないんですよ、審査の対象にならぬわけですから。それがここへ出る限りは、やはりそういうものが申請されたと見なすやならぬですわな。あなたの方はよく御存じのほうです。認可法人ならここへ出す必要はないのですから、出さぬはずでしょう。その辺はどうなんですか。どうもその辺があいまいなでちつとも私にははつきりのみ込めないんですよ。

○國務大臣(福田一君) 大体、それを出した時期は、私は実はまだその当時大臣をしておりませんが、七月初か八月の時期であつたらうと思つてございまして。その後十一月になりまして内閣の改造が行われ、それから十二月に今度は三木内閣になって予算の編成が行われたことは御承知とおりでございまして。そこで、当初は特殊法人としてそういう仕事をしようかという考え方もあつたわけでございますが、しかし、一切そういうものは認めないというこの内閣の方針ということでございまして、それならば特殊法人でなく認可法人にしてもこの仕事をやるようにしたいと、こういう考え方もついている折衝した結果、それならば結構である、こういうことでは認められたというわけでございます。政府の方で設立委員を挙げて決めます場合と、民間の方からひとつそういうものをせひつくりやうかといつて発起人が出てそこで一つの法人認可設立のあれをしましてそれを受けるといふ場合とは、私は性格的に違ふと思つております。政府が設立委員を直接認めるのと、民間の方からひとつそういうものををつくらうかという形でお出しというのとは、私は性格が違ふと思つております。それは昨年の八月ごろで、出さなかつたところ申し上げておるわけじゃないんですよ、そういうものはもう一切認めない、こういうことになりました。そこで、特殊法人でできないのならばひとつ認可法人でやたらどうかと、こういうことで、一応認可法人ができた場合には政府としてはじゃ認めることにしよう、こういうことになつたわけでございます。

○委員(吉田三郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員(吉田三郎君) 速記をつけて。
○安武洋子君 本会議と申すのでやむを得ませんけれども、先ほどは本会議というところではなくて、いま情勢が変わつたわけですから、先ほど理事会のときには公選法との関係で大臣は一時の間しかおいでにならないということだつたわけですが、これも、いまだに公選法はあの時期もいままも開かれていないわけですから、私は、同格委員会であるのに、なぜ公選委員会がいつでも開かれることに

支障を来たさないようにしているのかというふうなこと、交特の権威を落とすことではないかという主張を申し上げたわけですが、私は今後の運営については交特委員会の権威を高めるような運営をぜひお願いしたいと思います。

それで質問に入らしていただきますけれども、大臣は衆議院の委員会の中で天下り問題について御発言です。これで政府委員がいろいろ理屈をつけて答弁をしているけれども、本当は外郭団体が欲しいんだというふうなことに一言で言えばなると思つておられます。この機会に私は大臣に天下り問題について御見解を伺つておきたいと思つておりますが、天下り問題についてどういふ御見解でしょうか。

○國務大臣(福田一君) 私は天下りというものは絶対悪だとは考えておりません。必要な場合には天下りをしていいと思つております。役人といふものが官吏が多数そういうふうなことになるというところについては、これは考慮をいたさなければなりません。したがって、人事院においては、同種の事業につく場合においてはやはり一年とか二年の余裕期間を持たない限りは職についていけないというふうな方向で天下り問題を処理しておるわけでございます。私に天下り問題がいろいろか悪いかという御質問があれば、私は、役人が五十五歳とか六十歳でやめてしまふ、しかもまだ非常に能力がある、非常に才能があるところへ職についたら、国家のためにはしかるべきところへ職につかれるからといって私は悪いとは思いません。これは何も悪と考えるべきではない。人材をよく登用するということの方が国家のためになるという考え方で物事は判断をしていく。ところが、能力もないかというふうな者をむやみにつけているじゃないかというところになれば、これは私は悪として是非をいたさなければならぬ、こういうふうに思つております。私は、日本の官僚制度というのは実にりっぱなものだと思つております。なかなかよく勉強してまいります。われわれみたいな浪人者ではとてもわからぬことをよく勉強してくれて

法人、これはもう民間からこう出したからそれでもういいと。しかし、内容的には国がほとんど統括もし監督もするというものであって、ただ設立のときだけが違って認可法人になると、こういうような問題が起きていくわけですね。一体、法制局としては、法体系の上においてやはり一つの法秩序をつくり上げるといふことも一つの仕事だろと思うのです。こういう点から見まして、どういふふうにあるべきか、いろいろ業態や業務によって違いはありましようけれども、そういう点についてはこの学説についてはどういふふうにお考えでしょうか。

○政府委員(味村治君) そういうような先生の御引用になりました学説にもある程度もつとも思われる面もあるかと思ひます。しかし、要するにこれはどういふ仕事が必要かという仕事から来ると思ひます。そして、その仕事をするに於いて法人にするのが適当か、あるいは国がやるのが適当か、あるいはその他の機関がやるのが適当かという問題がその次に来ると思ひます。適当だということになりますれば、その場合にその法人にどういふ性格を与えるかということが問題になるわけでございます。そして、さらに、その法人を今度は国がいわば強制的に設立するのが適当か、あるいは民間の発起人による任意の設立によるのが適当かという問題が出てくるわけであらうかと思ひます。そこで、この問題をこのセンターにしばって申し上げますれば、やはりこういう仕事をするのは自動車事故の防止上適当だということになりますし、それをまた法人にやらせるということがやはり能率的だということになるわけでございます。そして、あと、これを国が強制的に設立するか、あるいは民間の発起人の任意の設立に任せるかという問題が残るわけでございます。この場合、警察庁といったしましては、民間の発起人の任意の設立によって十分この仕事ができる、その方がベターだという判断をされたものと考へますし、法制局といった

しましてもそのような判断にあえて異はないというところがございます。まあこの問題は、いろいろ考え方があろうかと思ひますけれども、基本的には私もそれはそういうふうな考えでございます。○河田賢治君 行管庁の方にお聞きしますが、最近行管庁の審査対象にならない特殊法人登記令に基づく認可主義の法人が激増して居る。四十二年に十三であったものが、今日二十六、ちょうど倍増しているわけですね。いま特殊法人という新設が現に抑えられている。そこで、今度は、民間という形をとって設立者だけを別にすればこれでまた一つの認可主義の法人として新設できるわけですね。そして、そういうふうにしてしまふと、倍増して居るといふような状態があるわけですね。こういう点について、あなたの方では、審査対象になるものももうこれを大体抑えることができたけれども、こういういわば逃げ道でつくられるような認可主義の法人がどんどんできて居るといふことは、これは行管庁としても望まれるところじゃないかと思ひますが、こういう問題についてあなたの方では何かこれに対する基準をまた考へ出すとか、あるいはまたこれに対する何か抑止をしなければならぬというふうな考へがあるのかどうか、その辺を聞いておきたいと思ひます。

○説明員(山本真雄君) 行政管理局は国の行政組織を管理する立場にござりますので、本来国の事業の一部を代行するやうな特殊法人については行政管理局が審査の対象とするのが適当かと存じております。一方、御指摘のように、特殊法人ではございませぬが、これに類似しているといわれておるいわゆる認可法人につきましては、特殊法人のように強制的に設立されるわけではございませぬので、行政管理局の審査の対象とはなっておりませんが、政府全体といたしましては、予算編成の過程、または法案等の作成過程等におきまして、十分に慎重に検討されておるところでございます。今後とも、こういった認可法人につきまして

は、政府全体としては乱設を防止するとともに、必要に応じて整理統合していくという努力は引き続き行っていく必要があるというふうに考へております。○河田賢治君 大体いまこういうふうに行管庁の仕事が狭められて、しかもそれと類似したものがどんどんできるというところは、国家行政の観点から言ひましても非常に矛盾も含み、また統一的な行政という点からもこれは乱されることだと私は思ひます。そこで、大臣ではありませぬから、政治的なことは省きますけれども、とにかく先ほど大臣のときに議論したのですけれども、行管庁の方で昨年出された審査結果ですね、特殊法人が九つ新設が出されたけれどもこれは認めない。国家公安委員長は、これは夏のことであつて、内閣も変わり、新しく今度は設立委員さえつけられ、それと等しいようなつまり法人ができてくると、そういうことで認可法人にしたといふさつき話でした。しかし、これも国家公安委員長自身が衆議院の中ではさつき言つて居るわけですね。公安委員長ははしなくも本音を実際は衆議院の中で言われて居る。警察には何もそういういわゆる外郭団体的なものがない。ところが、ほかの方にこのいろいろなものがどんどんできて居るし、現にまたできつつあると。どうしても警察の天下り機構をつくつて、そして、そこへつまり古参者をとにかく突っ込まなきゃならぬと、こういうやうな意味のことを言われて居るんですね。もっと言葉をはっきり言ひますと、理屈で言われるともう頭を下げないわけにはいかなないと。お願いする以上何か理屈をつけなければならぬと。だから、理屈をつけるためにこういう認可主義の法人をつくつたと言つておられるわけですね。だから、このように実際はいわゆる官僚諸君の天下りの法人ができて居る。また現にこれまでもできて居る。現にまた他のところでもできて居るわけですね。やはりこういうものを今後ほつておきますと、かなり他の法人にもいろいろなこれまで世間から指弾される問題も起き、各官庁自身もまたそ

れらを統轄するあるいは指導する能力に欠けておる、あるいは能力があつても知らぬ顔をして見過ごして居るといふような問題がありまして、今後こういう問題を真剣に行管庁でも、単に天下りというだけでなく、本当に国の行政組織、行政機構が十分に効率的に動いていくという見地から、これらの認可主義の法人についても何らかの処置をするやうな考へをお持ちにならないかどうか、その点はどうかと思ひます。○説明員(山本真雄君) 先ほど国家公安委員長から申されましたように、当初自動車安全運転センターにつきましては特殊法人でいかなるものであろうかといふふうなお話が警察庁からあつたわけでございますが、私どもで検討いたしました結果、本来交通警察の事務は、基本的には自治体警察すなわち地方自治体の業務であるわけでございます。安全センターの業務といふものは、交通警察の基幹的な業務ではございませぬが、その外延において運転者等に対していわゆるサービスとして提供される業務でございしますので、特殊法人とするのは適当ではない。他の法人とするならばむしろ認可法人の方が適当であるといふやうな判断を私どもはして居るわけでございます。それからなお、後段におきまして先生が御指摘の点につきましては、行政管理局は国家行政組織を管理する立場にござりますので、本来国以外の事業を行う法人につきまして審査の対象とするか否かにつきましてはなお今後とも慎重に検討してまいりたいと、こういうふうにお思ひます。

○河田賢治君 責任者がいませぬから、職員の見遇についてちょっと警察庁に聞きますが、労働三法、これはそのまま適用されるのかどうかということをまずお聞きしたいと思ひます。○政府委員(勝田俊男君) 労働三法は適用になりません。○河田賢治君 賃金の決定やそれから労働条件の改善等々は労使交渉で決定されることはできるのですか。それぞれ当事者としてのその特殊法人は責任もつて交渉することができるといふのかどうかです

○河田賢治君 賃金の決定やそれから労働条件の改善等々は労使交渉で決定されることはできるのですか。それぞれ当事者としてのその特殊法人は責任もつて交渉することができるといふのかどうかです

○河田賢治君 賃金の決定やそれから労働条件の改善等々は労使交渉で決定されることはできるのですか。それぞれ当事者としてのその特殊法人は責任もつて交渉することができるといふのかどうかです

ね。

○政府委員(勝田俊男君) 交渉することはできるわけでございます。

○河田賢治君 いまこういう特殊法人には政府関係特殊法人労働組合協議会というものができています、これはかなり組織も、これらの法人の中に組合が確立しているわけです。ところが、労働三法で保障されている労使の自主交渉それから自主解決を阻害する内示行為というものを直ちにやめ、そうして賃金など労働条件改善について、労使交渉で決定した内容に基づき必要財源を保障することというような請願の趣旨も出ているわけですね。こういうふうないろいろな問題が内示行為ということになり現実があるわけですね。たとえば人勧でも、人事院が勧告しても、これを待ってると、国家公務員が上がらなければ上からぬと、こういうような問題があるわけですね。同じ法人にしましても、たとえば公共企業体は別に政府の一般公務員とは違ってやりますわね。そうすると、この方は、主として政府の国家公務員並みと、準ずるといふことからして、一般公務員の給与が上がらなければ上からぬというふうなこういう事態をいま招いていると思ふんです。これでは、つまり、あなた方が自主的なこれは法人組織だと言われるのだったら、やっぱりそういう問題でも自主的な交渉を持つような資格を突は持っているわけなんですけども、それが發揮できるようにしなくちゃならぬのじゃないかと思ふんですよ。この点はどうかお考えですか。

○政府委員(勝田俊男君) 「給与及び退職手当の支給の基準」というようなことになっております、給与及び退職手当の支給の基準を定めよう、というときには、国家公安委員会の承認を受けなければならぬというわけで、こういう意味においての制約というものはあるわけでございますが、お互いに意見を出し合って十分に判断をし、承認を受ける手続をとるといふことは可能であらうというふうに思ふわけでございます。

○河田賢治君 とにかく、労使問題というのは、特に日本の官僚機構の中で労働者の地位というのは非常にうとんぜられ、その権利も抑えられている。ある外国の人が言っているように、それと、日本の科学技術というものは二十世紀であるといふんですね。それから経済やその他の実務の問題では十九世紀だ。しかし、政治はこれはもう十八世紀だ。つまり、半ば封建的な残存がたゞさんの中に残っているというふうな、日本の文明程度といふ文化水準といふものが、そういうものを批評しているんですが、まさに官公庁の中にはそういう労使関係においては官僚諸君はエリート意識で、まあ労働者なんというものはあまり大して問題にしていけないような方がありまして、いわゆるマル生運動とかいろいろ問題が最近も起き、現に起きつつあるわけですが、こういう問題はそれぞれの法人の中にも官庁組織と同じようにいけば輸入されていく、またされつつある。ですから、この辺の労働者の地位や、それから生活の改善向上というのに対してはやはり積極的にこれを支持し、少なくとも日本のおくれた社会保障やあるいは労働条件、また労働者の地位というものは、少なくとも民主主義的な水準にまで早く達成しなくちゃならぬと私たちは思ふわけですね。この点について、あなた方が、こういう法人、まああなたの関係はこの安全運転センターだけでございますけれども、こういう問題について、これらの労使問題についてひとつ御見解を述べていただきたいと、これももって私の質問は終わります。

○政府委員(勝田俊男君) 労働三法の定めるところによりまして正常な労使関係が保たれることを期待いたしております。

○太田淳夫君 それでは、先ほどに引き続きまして、運輸省の方、長い間お待たせいたしましたして申しわけございません。先ほど、御承知のとおり、静岡県下におきます高速道路のレッカー車の点滅灯の問題につきまして警察庁の方の御意見を承りましたので、これは人命にもかかわることござ

いますし、業者も非常に不安な状態にありまして、運輸省としての御見解を承りたいと思ひます。

○政府委員(田村健次君) おくれて参りました申しわけございません。

いまのレッカー車等が主体になります道路維持作業車につきまして簡単に御説明申し上げたいと思ひますが、構造上の基準を定めておりますのは、私どもの方で道路運送車両法という法律に基づきまして定めております。一方、その自動車がどのような交通形態で走れるかという規制につきましては、警察当局の方で所掌しておられる道路交通法によって規制されております。一般に道路維持作業車と申しておりますものは、構造につきましては、先生御承知のように、一定の塗色をしてさらに黄色の回転灯をつけるというふうなことで一般の車と区別がつくようになってございます。ただ、問題がございましては、この回転灯をつけるという目的から考えまして、そういう特殊な用途を帯びた回転灯がほかの車にもたくさんつきますと、紛らわしくなりまして非常な危険を伴うものですから、特定の限られた車にのみ回転灯を認めるという制度にございまして。逆に、今度は、道交法の方では、そういう特殊な回転灯につきましては若干の交通規制上の優先度を認めているわけでありまして。この黄色の回転灯をつけるいわゆる道路維持作業車とは一体何かというの、実は定義の方は道路交通法に書いてございまして、先ほど御説明があったのではないかと思ひますが、現在のところは二種類定められております。その一つは、だれが見ても構造的にはっきりこれは道路維持作業車である。たとえば道路の清掃とか標識の維持とかというふうなことをやるというふうな特殊な構造をもった自動車、その次のもう一つの種類は、公安委員会の方で指定された車というわけで、この車につきましては道路管理者が使用する車ということに一応なっております。

問題の車は、実はそういう指定を受けていない形で黄色点滅灯をつけていたと。私ども、従来、検査場等で定期検査をいたして車の構造上のチェックを絶えずいたしております。街頭検査が行われます場合には私どももお供をして構造上のいろいろなチェックをいたしております。そういう過程で、従来からも、先ほどお話ししたように、緊急車とかこういう維持作業車と紛らわしい灯火が出てきませんように注意をいたしてまいりましたので、これは明らかに指定を受け、所定の手続を経なければ黄色の点滅灯をつけることができませんという御注意を申し上げた、こういうのが状況であります。問題は、その車がどういふうにこれから使われるかということになるわけでありまして、先ほどお話し申しましたように、その自動車に黄色点滅灯を認めるためには、その自動車に道交法上の道路維持作業車にならないと認められなくいまして、この法的にはなっておりますので、これは警察御当局の御見解を伺わないといけないかと思ひますが、ただ単にレッカーだといふだけのことでございまして、いまレッカー程度の構造の車はたくさんございまして、だからといってすぐ黄色点滅灯をつけてよいということになりまして、これまたいろいろ交通秩序を維持する上でのいろいろ問題があるかと思ひます。いまそういう点を道路管理者である公団等も含めましていろいろと協議を申し上げているという段階でございまして。

○太田淳夫君 先ほど警察庁の方からもお聞きいたしました、道路公団を含めまして運輸省の方、警察の方、この問題の処置を早急にやっていたたきますことを重ねてお願い申し上げます。私どもに申し出がありました日本道路公団関係で契約をしている方々の団体からそういう申し出がありまして、特にそういう方から現在指定の申請が来ているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思ひますが、どうでしょうか。

○説明員(池田達雄君) 現在のところ、まだそう

いった申請が出されたということは聞いておりません。

○太田淳夫君 そうしましたら、指定の申請を出されればすぐ検討される余地はございますかどうですか。

○説明員(池田基雄君) 先ほど運輸省の方からもいろいろ御答弁がございましたように、いろいろのむずかしい問題があるかと思っておりますので、関係の省庁で十分に協議いたしまして措置いたしたいと、こういうふうな考えております。

○太田淳夫君 続きまして、道路交通の安全対策上の問題についてちょっとお聞きいたします。建設省の方がお見えになっておりますので一言お聞きいたしますけれども、いま各地で歩道橋がつくられて利用されておりますけれども、この実態を見ますと、なかなかお年寄りの方とかあるいは体の不自由な方が利用される上におきまして不便を感じてみえますし、実際歩道橋はあっても、それを渡らなかつたかえって下を走って交通事故の災禍に遭われた方もおみえになります。そういう点で、歩道橋の実態調査、そういうものをされておられませんか。

○説明員(浅井新一郎君) 歩道橋は、現時点で、昭和四十九年三月末時点の数で申し上げますと、大体七千六百三十橋ばかりでございますが、先生御指摘のような身障者に便利な形のいわゆるスロープ式の階段——従来の階段式じゃなくて、スロープ式の施設を持ったものは、そのうち三百三十橋というふうなことになるかと考えて、今後ともできるだけそういうスロープ式の施設を取り入れる方向で整備してまいりたいと思っております。

○太田淳夫君 せんだっての衆議院の方の審議におきまして、歩道橋のエスカレーター式ということもちょっと承りましたけれども、何か五十年程度中に一方所ないし二カ所は試験的にこれを設置したいという方向と聞きましたが、現在どのようにならば進行いたしておりますか。

○説明員(浅井新一郎君) 横断歩道橋にエスカレーターをつけるアイデアはかなり前からござい

まして、ここ数年地方建設局等でいろいろ実験的に進めてまいっておったわけでございますが、何分屋外に設置した形で使いますので、雨の問題とかじんあい等の問題でいろいろ問題がございます。そういう点を中心にどういう影響があるか、試作を進めてきたわけでございますが、御指摘のように、今年度は東京都内でぜひ実用化の方向で一方所試験的にエスカレーターを設置するようにしたいというふうな考えておりますが、まだ具体的な箇所等については決めておりません。

○太田淳夫君 まだ実験的な段階であるということですね。わかりました。

それでは、次の問題に入りますが、先ほどこの業務の第四号につきまして多少御質問いたしましたけれども、またそれにちょっと関連する問題ですけれども、業務の第四号の中の「高度の技能及び知識を必要とする業務」と、こうあります中には指定自動車教習所の運転技能指導員ですか、こういう方々が含まれるのかどうか、お聞きしたいと思っております。

○政府委員(勝田俊男君) 現在のところ考えておりません。

○太田淳夫君 この指定教習所というのは、一定のやはり要件があると思っておりますが、どういふような要件でこれは指定されているのでしょうか。

○説明員(鈴木金太郎君) 道交法の九十八条を根拠にいたしまして政令の三十五条で一応基準を設けてございます。ちょっと条文を手元でいま引いておきますが、それ相応の施設規模を持つということ、大体面積八千平米ぐらいの円周のコースを持つこと、それと管理者を置く、それから一定の数の検定員、指導員、それから教習施設をそれ相応の基準にのっとったもの、こういうふうな形で、一応そういうすべての指定基準に該当した場合に指定教習所として公安委員会が指定するということでございます。

○太田淳夫君 この指定教習所の数は全国でどのくらいでしょうか。現在またその指導員なる人は何名ぐらいいるでしょうか。

○説明員(鈴木金太郎君) 手元にちょっと数字がございませんので概算で失礼いたしますが、大体指定教習所の数は全国で約千三百ぐらい、それからそれに所属する職員は合わせて四万前後、指導員が三万前後ぐらい、それ以外に学科指導員がおりまして、合わせて四万前後ぐらいであります。

○太田淳夫君 これだけの数の指導員の方がおみえになるわけですね。約三万七千とお聞きしておりますけれども、この指導員の方に対する健康管理の問題についてはどのように指導されておりますか。

○政府委員(勝田俊男君) 本来的には健康管理は労働基準監督署の方で労働衛生法に基づいて監督をしていただくわけでございますけれども、われわれといたしましては、やはり指導員が健康に勤務をしていただくということが、この教習効果というものは非常に大きいわけでございますし、社会的に及ぼす影響が大きいわけでございますから、そういった面についてもひとつ十分に注意をして管理するように指導をしているところでございます。

○太田淳夫君 そうしますと、健康診断につきましては定期的に行われているのかどうかということはどうでしょうか。あるいはその結果というものは、警察庁としていつも結果はまとめてみえるのかどうか、ちょっとお聞きします。

○政府委員(勝田俊男君) 法律的に言いますと、健康診断を行うことは、労働安全衛生法に基づきまして一年ごとに一回医師による定期健康診断が義務づけられております。さらに五十人以上のところには衛生管理者を置かなくちゃならぬというふうな規定があるわけでございます。こういうことにつきましては、当然守られていられるものとわれわれは考えているわけでございますし、労働基準監督署が法律に基づく権限に基づきまして十分な監督をさせていただいている、これに違反のことがあれば当然それについての刑事責任もあるというところでございますから、当然守られているものじやなからうかというふうに考えております。

○太田淳夫君 事実なかなか行われていないのじやないかと思うのです。ことしの三月に岐阜県下の指定教習所二十一カ所の指導員の方々にアンケート調査をいたしました。私、公明党でいたしましたけれども、その結果、首とか肩とか、あるいは腰、ひざに痛みがあるとか、むち打ち症状のするような方もおみえになりましたけれども、その中で自覚症状のあります五十一名を対象にして労働基準監督署が健康診断を行っておりますけれども、その結果についてはお聞きになっておりますでしょうか。

○政府委員(勝田俊男君) われわれが報告を受けておりますところでは、昨年の十一月に、指導員の間に、自動車が発火に急停車するということが影響であろうか、むち打ち症状の徴候があるというふうなことを訴える人が続出したということに基づきまして、岐阜県の労働基準局及び県の公安委員会が共同で全指導員の調査を行った。その結果、この種の徴候を訴えた者六十名のうちから七名が精密検査の要があるという診断を受けた。さらに、本年四月中旬にこれらの指導員につきまして岐阜県大で精密検査を行ったところが、最終的には要治療の該当者はいなかったのであるという報告を受けているわけでございます。警察庁におきまして、こうした問題があったということをお聞きまして、一応各府県にこうした類似の事実が出ていないのか出ていないのかという報告を求めたところでございますが、現在までのところその報告に接していないというところでございます。したがって、あるいはこれはいろいろな特別な事情があったのかどうかというふうな点もございまして、いずれにしても、そういう不安を感じるといふようなことのないように労働管理なりに十分気をつけるように指導してまいりたいと思っております。

○太田淳夫君 技能指導員の方がこういうような状態に陥って、まあ岐阜県が特に多かったかもしれませんが、その原因としてはどのようなことが考えられるでしょうか。

れもまた調査票になりまして、同じような経路で入ってくるというふうな状況でございます。入ってきたものが今度が必要に応じてやはり通信回線を通じて——まあ詳しい説明は省略いたしますけれども、通信回線を通りまして各府県に参る。各府県に参りましてそれぞれの、たとえば行政処分でございますれば、行政処分の結果について、二重免許とか、不正交付とか、再交付とか、あるいはその他いろいろな措置がなされるわけでございます。それからまた、免許につきましても、免許に登録されれば、それについて免許証が発行されるというふうな事、あるいは更新されるというふうな事、以上でございます。

○安武洋子君 運転者管理センターから点数通知やそれから経歴証明書ですね、この発行がどういうルートを通じて安全センターに行くのですかと、こういうことをお伺いしているのです。

○説明員(鈴木金太郎君) 運転者管理センターからいわゆる電気の信号によりまして端末に参ります。端末はこれは警察にございますわけですが、端末の中のいわゆる情報がそのまま生で、まあいまのところ特にそこまで詰めて検討しておるわけではございませんけれども、実際の業務のシステムで見ますと、生でそれが安全運転センターに知られる。これがコードとかカナ文字でございますので、これが翻訳されて業務の上のルートに乗ってくるというわけでございます。

○安武洋子君 だから、運転者管理センターから警察に行くわけですね。警察から安全センターに行く。じゃ、なぜ警察へなならないのですか。これでしたら、安全センターにやるという事は二重手間、警察でやられる方がずっと合理的だと思いませんか、この点はいかがですか。

○政府委員(勝田俊男君) 昨日も御答弁いたしましたように、警察の第一線の仕事というのは非常に忙しいし、どうしてもその方に警察の目というものは向くわけでございます。それで、資料があるところが直接やられた方が必ず効率が上がるという性質のもので必ずしもないのじゃないか。

警察のいろいろな交通情報でございますが、警察に入ってくるわけですが、警察が直接やるよりも、それを日本道路交通情報センターに提供して、道路交通情報センターから一般の運転者にPRをしてもらっている。これはやはりそれを専門にやるということによってそのサービスの仕方いろいろな工夫をこらすことによって運転者の利便に大差資しているところが多いというふうな思いうわけでございます。都道府県警察を通じてセンターに資料が参るわけでございます。センターとしてはその資料の活用の仕方についてはさらにそれを専門にやる機関としての工夫努力がされるということになりますので、民衆の利便、運転者の利便、こういった点から見て、よりサービスの向上が考えられるのではないかと、どうふうに考えるわけでございます。

○安武洋子君 二重手間であることは、私どうおっしゃっても変わりないと思えます。

次にお聞きしますけれども、事故証明の発行という仕事ですね。これは五つの業務の中で私は何か異質のものだというふうに思っています。事故証明といふのは、これは交通事故の処理業務の一部分なのか、それとも別個のものなのか、そのことをお伺いいたします。

○政府委員(勝田俊男君) 事故処理とは別個の業務でございます。

○安武洋子君 事故処理とは別個の業務とおっしゃいましたのですか。

○政府委員(勝田俊男君) 証明は別個の業務でございます。

○安武洋子君 じゃ、この事故証明の申込用紙ですね、これは派出所とかそれから駐在所に置くという事ですけれども、これはすべてのところに置かれるわけですか。

○政府委員(勝田俊男君) 一般の方に非常に利便になるようにできるだけ多くの個所に置きたいというふうに考えておる次第でございます。

○安武洋子君 高度の運転技術を訓練するところで青少年も訓練するというふうな事なんでしょうか。

れども、わざわざ高度のテクニックができるところで研修するというのは、まあ暴走族の育成につながるのじゃないかというふうな心配があるわけですね。一般のところを走るのに不自由がないのにならば、一般の道路の上でそのことを実施したくなるというのが通常ではなからうかと、暴走族を誘発することにならないかと、こういう心配に対してはどうお考えでしょうか。

○政府委員(勝田俊男君) 私どもは、むしろ暴走族を抑制するためにもこういった研修が必要じゃなからうかというふうな考えをおるわけでございます。現在の暴走族というのは、車の単にスピードを出せばいい、単にスリルを楽しめればいいというふうな感覚が非常に強いわけでございます。高度な運転の技能を身につけてまいりますと、運転の限界、どういうことをすれば大変危険であるかというふうなことが身につけてくるわけでございます。そうした高度の技能を身につけた者についてはそういった単純なる暴走というふうなことは考えないというふうになるだろうというふうに思っています。現に暴走族のグループでこういったところをやりたいという場合については、そういった理論というものも十分にたたき込むことによって、そういったもの防止にも役立つものと考えているのでございます。

○安武洋子君 私、一昨日から御質問しているわけですが、御答弁というのは大体同じこと、何を聞いても大変抽象的なんです。一貫しているのは、警察のやる諸任務の中で必ずしも警察がやらなくてもよい仕事については、これは他の適当なところをお願いして、警察の本来の仕事である街頭に出て交通の取り締まりをするとか、そういうこと、公権力の行使ですね、そういう業務に力を注ぎたいんだと、こういう御答弁の繰り返しばかりなんです。この間の質問の中で、交通警察の任務、これは交通の規制、それから取り締まりと

事故の捜査、それから運転者の資質の向上、交通安全思想の普及と、こういうことを言われましたけれども、この中で運転者の資質の向上と交通安全思想の普及、こういう任務というのは、公権力にわたる業務でないわけですから、委託可能な業務の範疇に入るとも受け取ることができかねません。行政の合理化というものは必要だろーうと思えますけれども、本来責任を持たなければいけないという分野、これは都合のよいようにその都度解釈すると、そして行政の一部を切り捨てていくと、こういうことになれば、問題が生じるのじゃないか交通指導員の補償のことが問題になつたりしておりますけれども、私はこれもその一例で、民間の善意にもたれかかって行政の穴埋めをするというふうなことで、交通指導員の補償などの問題は無責任な実態の一端だろうというふうな思っているわけなんです。

そこで、二点ほどお伺いしたいと思うわけなんです。第一点は、運転者の資質の向上とか、交通安全思想の普及、こういうことは特に警察でやらなくても、他に適当なところがあればそちらでやるのがふさわしい仕事だと、こういうふうな考えをおられるかどうかということなんです。

それから第二点は、たとえば交通安全教育、こういうものは警察でもやっている。文部省でもやっている。また民間にも委託している。これらの業務の分担は一体どうなっているのか。横の連絡をとって定期的な話し合いでもされているのかどうかということなんです。それから幼児児童ですね、この通園通学、それからまた帰宅途中の安全など、どこが責任を持つとお考えかどうか、この点をお伺いいたします。

○政府委員(勝田俊男君) 運転者の資質の向上でございますが、警察では免許制度を持つておるの、免許によって運転者をつくるわけでございます。しかし、初心者訓練については指定教習所で行うという訓練をされるということもあるわけでございます。さらに、更新時の講習は警察でやるわけでございますが、これは安全協会に委託を

している。適当な機関があれば、もちろんそれに全体としてこうした資質の向上については警察としては責任を持ち、そうした関係の方々の協力あるいは監督という関係を保ちながらこの向上を進める。一方、事業用の運転者という方については、やはり事業者なりその事業を監督される運輸者なりがその資質の向上についてもいろいろと御努力をいただいている。安全思想の普及徹底、これは交通安全対策基本法にもありますように、国民全般の悲願であるということでございます。そして、それぞれの所管庁がそれぞれの所管に従ってその普及徹底に努力するでありましょうし、一方、民間の団体におきましてもそれぞれ努力をして、この安全思想というものが国民全般の中に普及されるということは、これは政府全体としての願いであろうというふうに考えているわけでございます。

また、こうした交通安全の業務は、いま申し上げましたように、関係各省庁それぞれ交通安全についての業務についても責任を持っておるわけでございます。横の連絡ということは当然必要なわけでございます。そういった面から総理府に交通安全対策室が設けられまして、安全対策室を中心に横の連絡も緊密に行っているところでございます。

また、幼児の事故防止につきましても、第一にやはり家庭なりお母さんなりが非常に注意をいただきたいという点が大変あると思えます。それから、幼児のできるだけ安全なようないろいろな環境をつくっていくという面について、それぞれの都市内の環境づくりという面についての担当の官庁もありませんし、警察は警察としてそういった面についての住居地域の生活道についての法的規制とか、そういった面でもやっています。また、安全教育の面についても、あるいはこれは地方自治体などが熱心にやっていた問題である問題であるかもしれませんが、警察も協力しながら幼児交通安全クラブというふうなものを育成して、その安全を図るために努力をしたいというふうな

ことで、まあそれぞれの所管庁——交通安全というごときに「交通安全世界の願い」というような標語もございましたけれども、全部の人の願いであり、各関係省庁がそれぞれの所管を通じ、また国民全般としてその目標を達成すべき課題であるというふうに考えております。

○安武洋子君 御答弁を聞いていてよくわからないのですけれども、では、警察はその問題についても少しづつの責任をうけられないかと、こういうふうな解釈してよろしいでしょうか。

○政府委員(勝田俊男君) 警察といたしましては、道路交通法を所管している役所でございまして、道路交通法につきましては、交通の観点なり、あるいは交通の円滑なり、あるいは道路交通を起因とする障害の防止ということを目的としているわけでございます。交通安全ということについてはもちろん中心になって努力するつもりでございますが、警察ばかりでなしに、関係の機関なり国民の方も交通安全について十分な関心を持ち御努力をいただくべき問題であろうというふうに申し上げたわけでありまして、責任の中心は警察にあるわけです。

いま横の連絡もとって定期的な話し合いなど緊密な連絡をとっていると、こういうふうにおっしゃいましたけど、何か協議会でもありませんか。

○政府委員(竹岡勝美君) 交通安全の問題に關します限りは、非常に幅の広い問題でございますので、道路交通法で警察が交通安全に責任を持っておられますが、同時に地方自治法でも地方自治体が交通安全というものについて責任を持っております。そういうために、たとえば学校教育を通じての交通安全教育というものは文部省を中心にした教育委員会が学校教育を通じての交通安全の責任を持っております。あるいは保育所の保育園児につきましても、厚生省あるいはそれに關します保育関係の者が保育業務を通じての交通安全にやはり責任を持つということで、各省庁

いろいろなそれぞれの専門分野で持っております。それで、それを総合するために交通安全対策基本法というものが設けられ、そして国には中央交通安全対策会議というものを内閣総理大臣を長として関係各省庁が入って設ける。それから府県には知事が責任者となりまして交通安全対策会議というものを設けて、それにはさらに一般の民間の交通安全に力添えをいただいております民間団体等も入れまして、交通安全対策協議会というものが各都道府県、場所によりましては市町村にも設けられておるわけでございます。そういう総合的な見地から、各地方自治体の長並びに警察というものは、道路交通法の主管官庁であり、かつ交通事故の実態を一番よく知っておるという意味で、非常に豊富な資料等も持っておられますので、警察と地方自治体というものが中心になって各関係機関が地方では交通安全に努めておるところでございます。

○安武洋子君 じゃ、交通安全対策会議とか協議会とか開かれておりますようですから、一度、どういうふうにして開かれておるのか、その資料がございましたらいただきたいと思えます。

〔理事目黒今朝次郎君退席、委員長着席〕

私、ずつと質問してきましてけれども、業務の内容とか、それから性格、こういうものを考えてみましても、従来警察がやっておられたことの延長だ。手続的にも警察がやる方がスムーズだ。諸外国の例を見てもやはり警察がやっている仕事じゃないか。だから、公権力の行使に力を注ぐと言われても、安全センターをつくっても、各県で二、三名ずつの人員しか配置されていない。それができる仕事だというふうなこと、いろいろあるわけですね。わざわざ法律をつくってまで法人組織をつくらなければならぬものじゃないというふうに思うわけがあります。あえて理由を考えるとすれば、警察庁が考えていらっしやる自賠責へのメリット、デメリット制度の導入、これに道を開くためじゃなからうか。また、先ほど大臣がお答えになったように、天下り用の施設をつくら

れる、それが本音じゃなからうか、こういうふうな思われたいんです。いま私の見解を申し上げまして、あとは大臣にお伺いしたいこととすし、時間が参りましたので、きょうは私の質問を終わらせていただきます。

○委員長(吉田忠三郎君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。午後三時三十三分散会

昭和五十年七月八日印刷

昭和五十年七月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

M